



# 島根県報

平成22年11月16日（火）

号外 第 179 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 5

**告 示**

**島根県告示第667号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	講武古江線	松江市古志町字池下71番3地先から同76番3地先まで	前	メートル 9.20～12.07	メートル 155.40	松江県土整備事務所  左記のA、B、C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 歩道拡幅	
		松江市古志町字野間前301番1地先から同306番2地先まで		B	9.63～19.43		175.00
		松江市古志町字替地415番9地先から同町870番地先まで		C	9.67～18.11		1,191.80
		松江市古志町954番1地先から同町962番5地先まで		D	8.45～11.45		184.00
		松江市古志町字池下71番3地先から同76番3地先まで	後	A	9.90～12.77		155.40
		松江市古志町字野間前301番1地先から同306番2地先まで		B	10.33～20.45		175.00
		松江市古志町字替地415番9地先から同町870番地先まで		C	10.66～19.03		1,191.80
		松江市古志町954番1地先から同町962番5地先まで		D	9.15～12.15		184.00
〃	多胡鼻線	松江市島根町野波2314番1地先から同2315番4地先まで	前	11.50～28.00	40.00	道路改良工事 仮設道撤去	
			後	11.40～17.20	40.00		
〃	甲田作木線	邑智郡邑南町上田964番1地先から同6631番1地先まで	前	3.50～18.50	520.00	道路改良工事 拡幅	
			後	10.00～30.00	520.00		

"	仁摩邑南線	邑智郡邑南町八色石 1134番1地先から同39 番2地先まで	前	6.30～ 15.00	289.00		道路改良工事 拡幅	
			後	8.50～ 21.00	289.00			
"	日貫川本線	江津市桜江町川越160番 1地先から同956番3地 先まで	前 A	3.50～ 10.00	420.00	浜田県土整備 事務所	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 河川改修に伴う付替 ダブルウェイ	
			後	A	3.50～ 10.00			420.00
				B	6.00～ 29.00			580.00
"	益田澄川線	益田市下波田町350番8 地先から同町147番7地 先まで	前	A	3.40～ 4.80	111.00	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管	
				B	11.00～ 32.00	114.00		
			後 B	11.00～ 26.00	114.00			
"	"	益田市下波田町156番1 地先から同町158番5地 先まで	前	A	4.60～ 7.50	111.00	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管	
				B	19.00～ 44.00	102.00		
			後 B	11.00～ 20.00	102.00			
"	"	益田市下波田町236番4 地先から同町292番4地 先まで	前	A	4.10～ 8.70	120.00	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管	
				B	10.00～ 16.00	105.00		
			後 B	10.00～ 16.00	105.00			
			前 A	3.50～ 8.00	168.00		左記のA及びBは、関	

”	吉賀匹見線	益田市匹見町紙祖口136 番地先から同口108番2 地先まで	B	8.00～ 20.00	163.00	係図面に表示する敷地 の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管	
			後 B	8.00～ 14.00	163.00		
”	”	益田市匹見町紙祖イ482 番1地先から同イ2226 番1地先まで	前	A	4.50～ 10.00	120.00	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	10.00	120.00	
			後 B	8.00～ 13.00	120.00		

## 島根県告示第668号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年11月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	出雲市美野町字大谷1313番3地先から松江市大野町字西濱2306番1地先まで	メートル 391.60	平成22年 11月16日	出雲県土整備事務所	
県道	松江鹿島美保関線	松江市島根町野井136番1地先から同961番1地先まで	165.00	平成22年 11月16日	松江県土整備事務所	
〃	〃	松江市島根町野井389番地先から同1032番2地先まで	112.00	平成22年 11月16日		
〃	上久野大東線	雲南市大東町篠淵1番1地先から同町清田226番1地先まで	135.00	平成22年 11月16日	雲南県土整備事務所	